

鳴門市資源ごみ集団回収の手引き

ごみの減量と資源化を進めよう！



鳴門市環境政策課

資源ごみの集団回収にご協力を！

鳴門市では、市民の皆様との協働により自然と共生できる循環型社会を構築するため、地域における資源ごみの集団回収を推進しています。

資源ごみの集団回収は、町内会や自治会、子供会、婦人会などの団体（「資源ごみ回収団体」といいます。）が主体的に行っており、ごみの減量と資源化を進めています。



Q1: 資源ごみって何？資源ごみは、いつ、どこに出すの？

A1: 家庭から出るごみのうち、リサイクルが可能なものを「資源ごみ」といいます。具体的には、①古紙類（新聞、雑がみ、雑誌、ダンボール）、②缶類（スチール缶、アルミ缶）、③古布類（衣類、毛布、タオル、バスタオル、シーツ）をいいます。

資源ごみ回収団体によって回収日や回収場所などが異なりますので、各地域の資源ごみ回収団体にお問い合わせください。なお、転入・転居された場合などで連絡先がわからない方は、御近所の方におたずねください。

Q2: 資源ごみはどのように出すの？

A2: 燃やせるごみや燃やせないごみの中に、資源ごみが混入している場合が見られます。資源ごみは次のように出してください。

品 目	出 し 方
①古紙類 新聞、雑がみ、雑誌、ダンボール	 種類ごとにひもなどでまとめて出してください。 
②缶類 スチール缶、アルミ缶	 軽く水ですすぎ、スチール缶とアルミ缶に分別して出してください。 
③古布類 衣類、毛布、タオル、バスタオル、シーツ (汚れ、破損のないもの)	 洗濯して乾いてからビニール袋に入れて出してください。濡れないよう袋の口をしぼるかテープで止めましょう。 

※資源ごみ回収団体によってごみの出し方が異なります。

※びん、ペットボトルは集団回収の対象外です。お近くのリサイクルステーションに出してください。

※事業所から出る資源ごみは、地域の集団回収には出せません。

Q3: 資源ごみは、どのようにリサイクルされているの？

A3: 地域の皆様によって集められた資源ごみは、資源ごみ回収業者の回収後、資源化業者に渡し、リサイクルされます。例えば、古紙類はトイレットペーパーやコピー用紙などに、缶類は建築資材や鉄・アルミ製品などに、古布類はウエスなどに生まれ変わっています。

I 資源ごみ集団回収とは？

1. 資源ごみ集団回収とは？

資源ごみ集団回収とは、地域の皆さんで構成する町内会、自治会、子供会、婦人会などの営利を目的としない団体（以下「資源ごみ回収団体」といいます）が、家庭から出る ①新聞 ②雑がみ ③雑誌 ④ダンボール ⑤スチール缶 ⑥アルミ缶 ⑦古布類（以下これらを総称して「資源ごみ」といいます）を回収し、資源ごみ回収業者に引き渡してリサイクルすることにより、ごみの減量と資源化を図るものです。



2. 資源ごみ集団回収のメリットは？

- ①資源ごみの回収活動を通じて、地域の皆さんとのコミュニケーションが深まります。
- ②回収業者に売り払いした代金とは別に、回収した資源ごみの量に応じて市から報奨金などの支援を受けられます。資源ごみ回収団体の登録をしましょう。
- ③資源ごみと一般のごみの分別やリサイクルの意識が高まり、ごみの減量につながります。

資源ごみ集団回収量の推移

（単位：トン／年）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1,426	1,414	1,273	1,222	1,239

Ⅱ 集団回収の進め方

❁ ここでは、資源ごみ集団回収を始めるための手続きなどの方法を説明します。
実際に手続きを始める前には、市環境政策課にご相談ください。

1. 集団回収を実施するための団体をつくろう！

地域住民の皆さんで、団体をつくります。集団回収は、町内会、自治会、子供会、PTA、マンション管理組合など住民の皆さんで構成された営利を目的としない団体が対象です。ごみ減量やリサイクルの大切さなどを皆さんで共有するとともに、集団回収の目的を意思確認し賛同を得ましょう。

◆注意！！

集団回収で回収する資源ごみは、住民の皆さんのご家庭から出るものに限られます。会社や工場、商店など事業所から出るごみは集団回収には出せませんのでご注意を！

2. 団体で話し合っ、活動内容を決めよう！

地域住民の皆さんで話し合っ、活動内容や役割分担を決めましょう。
一部の人に負担がかたやらないように、全員で役割分担し、無理なく楽しく活動することが長続きのコツ！

①代表者や役割分担を決めよう。

よりスムーズに活動を行うために、代表者と同時に役割分担も決めましょう。
一般的には次の ア)～ウ) のような役割分担が考えられます。

ア)回収日前日まで

連絡班 回収業者や団体メンバーとの連絡・調整をする。

広報班 チラシ、ポスター、回覧板などで地域住民へ周知する。

イ)回収日当日

資源ごみ回収班 各家庭を回るなどして資源ごみを集積所まで集め、品目別に整理・整頓して回収業者へ引き渡す。

記録・会計班 回収業者の発行する仕切書で回収量や売上金額等を記録し、団体へ報告する。

ウ)市への報奨金の申請

報奨金申請班 資源ごみの回収量に応じた報奨金を受け取るために必要となる手続きを行う。

※資源ごみ回収団体としての届け出後、市から各団体代表者様宛てに、申請のために必要となる書類一式を送付します。(年2回)

※報奨金申請には回収業者が発行する「資源ごみ売買明細書」が必要です。

②回収日・回収場所・回収品目などを決めよう。

ア)回収日は定期的に

回収日は、「毎月〇日」とか、「毎月第〇土曜日」のように定期的に実施すると集団回収が定着し、各家庭でも準備してもらいやすくなります。

イ)回収しやすい場所の確保を

回収車両の出入りや集められた資源ごみの整理等で、一定程度の広さのある場所が必要となります。皆さんに分かりやすく、交通の妨げにならない場所を選びましょう。空き地を借りたり、回収場所を分散するといった工夫をするといいでしょう。

ウ)何を回収し、どのように分別するかを話し合おう！

市からの報奨金の対象となる資源ごみは新聞など7品目ですが、それ以外の牛乳パックやペットボトルなどを回収してくれる業者もあります。回収業者とよく相談し、分別の仕方などもはっきり決めておきましょう。

③資源ごみ回収業者を決めよう。

資源ごみ回収業者は登録制です。回収業者によって、資源ごみの引渡方法や雨天時の取り決めなどが違いますので、事前によく話し合いをしたうえで、契約を交わしましょう。

◆回収業者と契約を交わす際に決めなければならないポイント

- 1 い つ : 「毎月〇日」など、団体の指定する回収日に必ず引き渡しできるか。
- 2 どこで : 資源ごみをどこで回収業者に引き渡すか。
- 3 なにを : 牛乳パックなど報奨金対象外のものも取扱っている回収業者もあります。
- 4 どうやって : ・住民は資源ごみを家の前に出すのか、集積所まで持って行くのか。
・回収業者は出された資源ごみをどう回収するのか。

★回収方法によって作業 負担が大きく違ってくるため、十分に検討しましょう。

3. 資源ごみ回収団体に登録しよう！

「資源ごみ回収団体届出書」(市環境政策課の窓口を設置)に必要な事項を記入し、市環境政策課に提出してください。

登録完了後、年2回の報奨金申請時期に市からご案内をお送りします。

様式第1号(第4条関係)

(記載例)

資源ごみ回収団体届出書

令和 3 年 5 月 1 日

鳴 門 市 長 殿

住 所 鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2

団 体 名 クリーン自治会

代表者名 クリーン 太郎

連 絡 先 電話 683 — 7573

上記の団体で、次のとおり資源ごみ回収を実施しますのでお届けします。

回 収 地 域 (付近見取図添付)	鳴門市瀬戸町堂浦 (詳細は別添付近見取図参照)
回 収 対 象 戸 数	100 戸
回収予定回数(年)	6 回
回 収 開 始 日	令和 3 年 4 月 1 日
回 収 予 定 業 者 名	〇〇〇〇(株)
資 源 ご み 集 積 場 所 (付近見取図添付)	鳴門市瀬戸町堂浦字浦代〇〇番地 (詳細は別添付近見取図参照)

※ 上記の届出書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

※資源ごみ集団回収は、町内会、自治会、子供会、PTAやマンション管理組合などの営利を目的としない団体が対象です。

※資源ごみ集団回収で回収する資源ごみは、家庭から出るものに限られます。事業所から出るものは集団回収に出せません。

4. 地域の皆さんにPRしよう！

チラシ、掲示板、回覧板など地域の皆さんに分かりやすい方法でPRしましょう。なるべく多くの人に知らせることが成功のポイントです。

回 覧										

資源ごみ集団回収実施のお知らせ！

団体名： _____

役員名： _____

電 話： _____

日頃より、本会活動へのご理解、ご協力に厚く御礼申し上げます。

さて、下記により資源ごみ集団回収を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

◆実施日： 年 月 日() 時まで

※雨のときは

◆回収場所：各集積所まで出してください。

◆回収物：品目ごとに分別して出してください。

①古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ)
※種類ごとにひもでしっかりまとめてください。

②缶類(スチール缶、アルミ缶)
※水で軽くすすぎ、スチール缶とアルミ缶に分けて出してください。

③古布類(衣類、毛布、タオル、バスタオル、シーツ)
※洗濯して乾いてからビニール袋に入れて出してください。

その他連絡事項：

5. 資源ごみ集団回収の活動を始めよう！

団体の皆さん全員で協力して活動していきましょう。

① 各家庭から資源ごみを回収しよう。

各家庭から資源ごみを回収場所に持ち寄ってもらい、回収業者に資源ごみを引き渡しましょう。回収場所では、資源ごみの品目ごとに分けて集積することで回収業者の車両に積み込みやすくなり、短時間でスムーズな回収ができます。

◆資源ごみの無断持ち去りに注意！！

集団回収で集めた資源ごみでも、無断持ち去りの被害に遭うことがあります。保管場所の施錠や標識を設置するなど、持ち去られないような工夫をしましょう。

② 「資源ごみ売買明細書」を必ずもらおう。

資源ごみ回収業者から、回収日・品目ごとの回収量を記載した「資源ごみ売買明細書」を必ずもらいましょう。この「資源ごみ売買明細書」は、市が資源ごみ回収団体に報奨金をお支払いする根拠となる書類なので、報奨金の申請まで大切に保管してください。

※市から報奨金申請手続きのご案内を、上半期(4～9月)と下半期(10～3月)の年2回、各団体の代表者の方へ送付します。必要事項を正確に記入し、申請手続きをしてください。

③ 問題点を洗い出し、次回に活かそう！

綿密な計画を立てても、実際に活動してみると様々な問題点が出てきます。集団回収をスムーズにするためには、「どの作業にどのくらいの時間がかかったか」「もっと短時間にできないか」「もっと多くの方の協力を得るにはどうしたらいいか」といった点を整理・改善しながら、皆さんでその団体・その地域にあったシステムづくりを考えていきましょう。

④ ご協力いただいた皆さんへの報告・お礼を忘れずに！

資源ごみの回収量や報奨金額、報奨金の使途など、お礼とともに地域の皆さんにお知らせしましょう。

今後の回収量増加にもつながります。

Ⅲ 市からの支援について

1. 報奨金の申請

鳴門市では地域の資源ごみ回収団体に対して、資源ごみの回収量に応じた報奨金(資源ごみ1kgにつき5円)を交付しています。

① 報奨金交付までの流れ

報奨金は、上半期(4～9月分)と下半期(10～3月分)の年2回交付します。

原則として口座振込により交付しますので、団体名等を名義とする口座をご用意ください。(振込先の口座名義が、登録団体の代表者と異なる場合は委任状が必要となります。)

【上半期(4～9月分)の報奨金交付までの流れ】

資源ごみ集団回収の実施(4～9月)

集団回収の実施後、回収した資源ごみの品目・重量が記載された「資源ごみ売買明細書」を回収業者から受け取る。

報奨金交付申請に係る申請書類の提出

9月中旬頃に、市から各団体の代表者の方へ報奨金交付申請に係る書類一式を送付します。必要事項を記入し、提出期限までに市環境政策課へご提出ください。

申請書類の審査(申請書提出から1～2ヶ月程度)

市において各団体から提出された書類を審査します。書類提出から報奨金の入金まで約1～2ヶ月程度かかります。

報奨金の交付

指定口座への入金後、市から報奨金明細書を送付します。

2. その他

活動中の団体へ年1回、缶用ビニール袋などを提供しています。

～ 資源ごみ回収登録業者一覧表 ～

業者名	所在地	電話番号
株 式 会 社 KISHIOKA	772-0002 鳴門市撫養町斎田字北浜106	685-0641
ナルト紙料株式会社	770-0002 徳島市春日1丁目4-5	632-0390
有限会社ナルト紙料センター	771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓140-2	699-6677
株 式 会 社 フ シ ゲ ン	770-0873 徳島市東沖洲2丁目35	664-6666
マルワ環境株式会社	771-0201 板野郡北島町北村字鍋井44-3	697-0101
有 限 会 社 オ ー テ ッ ク	770-0064 徳島市不動西町2丁目1564	631-0378

● 使用済み家庭用インクカートリッジを回収しています ●

ご家庭で使用しているプリンターの使用済みインクカートリッジをリサイクルするため、専用の回収箱を設置しています。

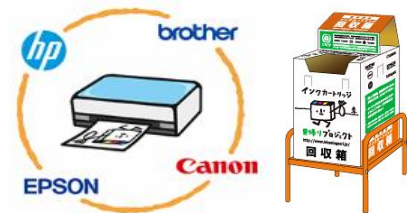
【回収対象メーカー】

◆ブラザー ◆キャノン ◆エプソン ◆ヒューレット・パカード

※純正品以外は回収対象外です。

【回収箱設置場所】

市役所2階 中央階段下、クリーンセンター、図書館、板東連絡所



● 使用済み歯ブラシを回収しています ●

使用済み歯ブラシを回収・リサイクルし、植木鉢等の新しいプラスチック製品に生まれ変わらせる「ハブラシ・リサイクルプログラム」に参加しています。ご家庭で使用済みの歯ブラシのリサイクルにご協力ください。

【回収対象となる歯ブラシ】

ご家庭で使用済みとなった歯ブラシ

※電動歯ブラシ、使い捨て歯ブラシ、天然毛(豚毛・軟毛などの歯ブラシ)は対象外です。

※掃除に使用した歯ブラシも受け入れ可能です。

【回収場所】

市役所2階 中央階段下

※お手数ですが、必ず洗浄してからお持ちください。